

○揖斐川町交通遺児激励金支給要綱

平成17年 1月31日

告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、交通事故によって親等を失った交通遺児に対し、くじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励むよう「こどもの日」に激励金を支給し、励ますことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第 1 項に規定する交通事故をいう。

2 この告示において、「親等」とは、生計を共にしている父母（父又は母の配偶者と親子関係にない子にあっては、当該父又は母の配偶者を含む。）又は既に父母がない場合は、生計を共にしている者で父母に代わるべきもの

3 この告示において、「交通遺児」とは、第 1 項に規定する交通事故により、前項に規定する親等の一方又は双方を失った者で、義務教育終了までのもの及び高等学校在学中のもの（高等専門学校 3 年終了までの者及び特殊学校の高等部在学中の者を含む。以下同じ。）をいう。ただし、満20歳以上の者を除く。

(激励金の支給等)

第 3 条 町は、5月5日現在において、町内に住所を有する交通遺児に対し、激励金を支給する。ただし、交通遺児となった後5月5日までに養子縁組をした者、若しくは父又は母が再婚し、交通遺児と生計を共にすることとなった場合には支給しない。

(激励金の額)

第 4 条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児及び小学校児童 1人当たり 45,000円
- (2) 中学校生徒 1人当たり 50,000円
- (3) 高等学校生徒 1人当たり 50,000円

(交通遺児の届出)

第 5 条 激励金の支給を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、交通遺児届出書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の届出書の内容を調査し、激励金の支給対象者を決定したときは、その旨を届出者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、前条の規定により、激励金の支給を決定した後において、届出事項に誤り等を認めた場合は、激励金の支給を取り消すことができる。

(激励金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により、支給の決定を取り消したときは、支給した激励金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるほか、激励金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の揖斐川町交通遺児激励金支給要綱(昭和61年揖斐川町訓令乙第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。